

特別管理加算（医療保険）：特掲診療料の施設基準等・別表第八に掲げる者

【特別管理加算 5,000円/月】

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
- ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

【特別管理加算 2,500円/月】

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理もしくは在宅肺高血圧疾患指導管理を受けている状態にある利用者
- ・人工肛門又もしくは人工膀胱を設置している状態にある者
- ・真皮を越える褥瘡の状態にある者
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※「1月に4日以上」の訪問」という要件は撤廃されました

※複数のステーションが関わっている場合、すべてのステーションで算定可能

特別管理加算（介護保険）：厚生労働大臣が定める状態

【特別管理加算Ⅰ 500単位/月】

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

【特別管理加算Ⅱ 250単位/月】

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※利用者一人につき1ヶ所の事業所のみが算定できます。2ヶ所以上の事業所から訪問看護を利用する場合には、事業所相互の合議により分配します。

特定疾病

- ・第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が要介護認定の申請をするための要件です
- ・「要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病（16の特定疾病）」に限定されています
- ・次の病名が介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書及び主治医の意見書に記載されていれば、第2号被保険者が要介護認定を受けることができます

①がん【がん末期】、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症【アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等】、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症【ウェルナー症候群等】、⑪多系統萎縮症【線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症】、⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患【脳出血、脳梗塞等】、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患【肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎】、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

厚生労働大臣が定める疾病等・特定疾患治療研究事業

厚生労働大臣が定める疾病等

2012年4月1日現在

- ・訪問看護の回数制限が除外され、医療保険優先の対象者になります
- ・訪問看護指示書に下記の疾病や状態が記載されている必要があります

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線状体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

特定疾患治療研究事業

2012年4月1日現在

- ・下記の病気に該当し、都道府県が実施している特定疾患医療給付制度の受給者と認定された場合、訪問看護における基本利用料が助成されます（医療保険、介護保険のどちらにも適用）
- ・対象者は、特定疾患医療受給者証（「51」で始まる公費負担番号）を持っています

番号	疾患名	番号	疾患名	番号	疾患名
01	ベーチェット病	23	ハンチントン病	39	肺動脈性肺高血圧症
02	多発性硬化症	24	モヤモヤ病 (ウイリス動脈輪閉塞症)	40	神経繊維腫症（Ⅰ型・Ⅱ型） Ⅰ型：レックリングハウゼン病
03	重症筋無力症			41	亜急性硬化性全脳炎（SSPE）
04	全身性エリテマトーデス	25	ウェゲナー肉芽腫症	42	バッド・キアリ症候群
05	スモン	26	特発性拡張型（うっ血型） 心筋症	43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
06	再生不良性貧血			44	ライソゾーム病 ファブリー病を含む (ほか対象疾患限定)
07	サルコイドーシス	27	多系統萎縮症 線状体黒質変性症 オリブ橋小脳萎縮症 シャイ・ドレーガー症候群	45	副腎白質ジストロフィー
8	筋萎縮性側索硬化症（ALS）			46	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)
09	強皮症・皮膚筋炎及び 多発性筋炎			47	脊髄性筋萎縮症
10	特発性血小板減少性紫斑病	28	表皮水疱症 (接合部型及び栄養障害型)	48	球脊髄性筋萎縮症
11	結節性動脈周囲炎			49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
12	潰瘍性大腸炎	29	膿疱性乾癬	50	肥大型心筋症
13	大動脈炎症候群 (高安動脈炎)	30	広範脊柱管狭窄症 (生活機能障害度Ⅱ又はⅢ度)	51	拘束型心筋症
14	ビュルガー病（ハージェー病）			52	ミトコンドリア病
15	天疱瘡	31	原発性胆汁性肝硬変 (無症候性のもは対象外)	53	リンパ脈管筋腫症（LAM）
16	脊髄小脳変性症			54	重症多形滲出性紅斑（急性期） * 認定は6ヶ月
17	クローン病	32	重症急性膵炎 (認定は6ヶ月)	55	黄色靱帯骨化症
18	劇症肝炎（認定は6ヶ月）	33	特発性大腿骨頭壊死症		
19	悪性関節リウマチ				
20	パーキンソン病関連疾患 進行性核上性麻痺 大脳皮質基底核変性症 パーキンソン病（Yahr 重症度 3以上生活機能障害度Ⅱ又は Ⅲ度	35	原発性免疫不全症候群	56	間脳下垂体機能障害 PRL分泌異常症 ゴナドトロピン分泌異常症 ADH分泌異常症 下垂体TSH分泌異常症 クッシング病 先端肥大症 下垂体機能低下症
21	アミロイドーシス	36	特発性間質性肺炎 (重症度Ⅲ又はⅣ度)		
		37	網膜色素変性症 (重症度Ⅱ、Ⅲ又はⅣ度)		
22	後縦靱帯骨化症（OPLL）	38	プリオン病 クロイツフェルト・ヤコブ病 ゲルスマン・ストライス・シャインカー病 致死性家族性不眠症		